

議案第 6 2 号

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例

川崎市住民投票条例（平成 2 0 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第 9 2 条第 5 項」を「第 9 2 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。